

[p.1052]

Ⅲ.-5:114 条 債権の譲渡の効力発生時期

- (1) 債権の譲渡は、Ⅲ.-5:104 条（基本的な要件）に定める要件を満たす時又は譲渡行為で定められたその後の時に、その効力を生じる。
- (2) 前項の定めにかかわらず、譲渡された債権が譲渡行為の当時に将来の債権であった場合には、債権の存在を前提とする要件を除くすべての要件が満たされた時に、その譲渡は効力を生じたものとみなす。
- (3) 時期を前後して複数の譲渡行為がされ、それらについてⅢ.-5:104 条（基本的な要件）に定める要件が同時に満たされる場合には、最も早くにされた譲渡行為が効力を生じる。ただし、当該譲渡行為に別段の定めがあるときは、この限りでない。

コメント

本条は、債権譲渡が効力を発生する時期を扱う。本条も、Ⅲ.-5:121 条（複数の譲受人の競合）の規定と合わせて読まなければならない。

A. 債権者による現在の譲渡可能な債権の譲渡

債権が現存し債権者による債権譲渡行為の時点で譲渡可能である場合には、通常、債権を譲渡する契約の締結時に、単独行為による債権譲渡の場合にはその行為がされた時に、債権譲渡は直ちに効力を発生する（第Ⅱ編の規定では、影響を受ける者——この場合には譲受人——に当該単独行為が到達するまでその行為が行われたとはいえない）。もちろん、債権譲渡行為自体が後の「効力発生」時点を定めていれば、これは適用されない。譲渡された金銭債権の弁済期が到来することは必要ではない。現在の権利として存在して、将来請求ができるのであれば足りる (*debitum in praesenti, solvendum in futuro*)。

設例 1

5月1日にCは、200万ユーロで工場を建築する契約をOと結んだ。支払は建築士の複数の証明書の発行と引き換えに順次分割して行うとされた。6月1日にCはその権利をAに譲渡した。最初の証明書が8月12日に発行された。債権譲渡は6月1日に効力を発生した。

B. その他の場合

その他の場合、債権譲渡は、通常、債権譲渡行為の別段の定めがなければ、要件が充たされた時に直ちに効力を発生する。例えば、債権譲渡行為の時点で、債権が存在していなか、譲渡可能でなかった場合、債権譲渡が効力を発生するのは、別段の定めがなければ、債権が発生するか、譲渡可能となった時である。同様に、現存する債権の譲渡行為を行った者が債権者ではないとすると、別段の定めがなければ、債権譲渡が効力を発生するのは、

その者がその債権を取得して債権者となった時である。

[p.1053]

設例 2

材木供給業者である S は、F との間でファクタリング契約を締結し、それにより、S が顧客に材木を売却することから生じる金銭債権をまとめて月毎に F に売却の申込みをする旨を合意した。この合意が定めていたところでは、金銭債権に関する申込みが F によって承諾された時点で、その売買は効力を生じるものとされていた。5月15日に債権をまとめたものの売却が F に申し込まれ、5月20日に承諾が行われた。こうした債権の譲渡は、5月20日に効力を発生した。なぜならば、それが債権譲渡行為の中で合意されたことだからである。

C. 将来債権についての特則

2項の規律の背後にある主たる政策的理由は、将来債権の譲渡行為の場合に、その債権についてしばしばすでに代価を支払っている譲受人は、譲渡人の債権者に優先するべきであるということである。この政策目的を達成するための解決が広く採用されている。より古い規律からすると、およそ将来債権が発生するまでは債権譲渡はまったく生じないことになる。本条の効果は、債権が発生すれば、債権譲渡は、他の要件がすべて充たされた時に遡及的に効力を発生したものとみなすことができるというものである。このことは、通常、債権譲渡の時点で債権が移転したものとみなされるという意味である。

D. 要件が同時に充たされる

3項は、同一の債権が複数の譲受人に譲渡された場合を扱う。債権がまだ発生していないか、まだ譲渡可能でないか、譲渡人がまだ債権者でない場合には、有効な債権譲渡の要件は、すべての譲受人について同時に充たされうる。2項は、そうした場合、債権譲渡は、債権譲渡行為と同じ順に行われたものと扱われると定めている。ただし、債権譲渡行為の1つが、後のある時点でのみ効力を生じるべきことを定めているときはこの限りでない（が、そういうことはありそうもない）。

設例 3

9月1日に、不動産開発業者である X は、現在開発中の不動産の買主との間で将来締結すべき売買契約から生じるすべての権利を銀行 Y に譲渡した。10月1日に、X は同じ権利を銀行 Z にも譲渡した。翌年、開発が終わり、X は、不動産の1つを同年8月10日に P に売却した。X の代金債権の譲渡はその売買次第となるが、それに基づいて、先に債権譲渡行為を受けた Y 銀行との関係で効力を生じる。

ノート

1. 1項は（表現は異なるが）国連条約10条と調和し、将来の契約に基づく債権の譲渡を認める構成国の法をも反映している[p.1054]（*Kötz, Rights of Third Parties*, no. 104を参照）。そうした権利は譲渡契約の時点で生じるべきものとみなされている。オーストリアとポーランドでは、将来債権の譲渡行為は、債権の発生を条件としている（それぞれOGH 6 October 1984, JBl 1984, 85, *Koziol* 及び SN 19 September 1997, III CZP 45/97, OCNC 1998/2/22）。本条の2項及び3項で表明された原則は、エストニア法でも（*Varul/Kull/Kõve/Käerdi (-Käerdi)*, § 165, nos. 3.3., 4.4を参照）ドイツ法でも（*Staudinger (-Busche)*, BGB [2005], § 398, nos. 63 et seq.を参照）受け入れられている。スロヴァキアでは、債権譲渡の有効な契約の効力は、譲渡対象債権が発生するという停止条件に服するだろう（民法36条2項及び最高裁判決 SR 1 Cdo 73/2000を参照）。スコットランドでは、上述したとおり、債務者への通知が譲受人の債権を完全にするのに必要であるが、その債権が将来債権であれば、その権利が譲渡人に帰属したときのみ有効となる（*Gloag and Henderson, The Law of Scotland*¹¹, no. 33.01）。将来債権は、相続財産増加 *accretion* により帰属すると言われる。スコットランドの実務における債権のファクタリングでは、債権が発生すれば、将来債権譲渡又は補強的債権譲渡 *corroborative assignment* も存在しうる（*McBryde, Law of Contract in Scotland*, nos. 12.31, 12.91を参照）。イングランド法では、現在の契約から生じる将来債権の有効なコモン・ロー上の譲渡がありうる（*Chitty on Contracts I*, no. 19-008）。将来の契約から生じる権利の譲渡は、エクイティ上可能であるが、約因によって支持される合意が必要となるかもしれない（*Chitty, loc. Cit.*, nos. 19-028 ff.）。
2. 本条の規律する問題については、スペイン法には2つの明確な問題がある。第一に、債権譲渡合意が行われた時点で債権が存在しない場合、譲受人がどの時点で譲渡対象債権を取得するかという問題がある。とりわけ譲渡人が破産し、破産管財人が譲渡対象債権を破産財団のために確保しようとする場合に、この問題は激しく争われている。不幸にも現時点では優勢な見解はなく、判例もない。第二に、多重譲渡がされた場合に誰が優先するのかという問題がある。学者の多くは、債務者に先に通知をした者が優先することを提案している。きわめて実践的な提案ではあるが、おそらくこの問題解決方法は、財産権を支配する原則と整合しない（*Pantaleón, Comentario*, 1021を参照）。
3. フランスでは、債権譲渡行為は、財産を移転する契約と同じ効力を有するが、法律関係を創造するという事実との関係で、適切な修正を受けている。譲渡人による譲渡行為の時点で債権が存在し、譲渡可能である場合には、債権譲渡は、通常、担保目的の譲渡は例外として（2004年6月24日オールドナンス、商法L.228-1条）、意思主義原則に従い、その債権を譲渡する契約の締結時に直ちに効力を生じる。譲渡行為時に債権が存在しない場合には、そのような債権の発生蓋然性があり、十分に特定できれば、債権譲渡は効力を生じる（2001年3月20日の破産院第一民事部判決）。単なる未発生権利も契約が結ばれていれば譲渡できるとされている一方で、将来の契約から生じる債権は譲渡でき

ないと判示されてきた（1973年1月15日破毀院商事部判決。Terrè/Simler/Lequette, Les obligations9, 1217, no. 1278を参照）。ベルギーについては、III. -5:106条のノートを参照。

4. チェコ法は1項及び2項と一致する（Knappová (-Dvořák), Civil Law II⁴, 114）。3項の場合については明文の制定法規定はなく、この問題についての経験もほとんどない。しかしながら、多重の債権譲渡行為のいずれもが当事者間では有効であるとしても、実務上の問題として、[p.1055]誰が債務者に最初に通知したかが重要である、と考えられる（通知の時点が、債権譲渡行為が債務者に対して有効となる時だからである。Švestka/Jehlička/Škárková, OZ⁹, 941を参照）。将来債権に適用される同様の規律は、民法や商法以外にも、例えば、先物取引の法的規制にも見られる。